

2019年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

憲法

第1問

はじめに

本問は、憲法違反の主張の仕方、について問うている。憲法の事例問題では、当事者の存在する具体的事例を前提に、憲法上の主張とこれに対する反論を想定した上で、「あなたの見解」を書きなさいというタイプの問題や、架空の法令を示して、その合憲性について法律家としてコメントせよといったものがあるが、本問は、形式的に見れば、前者のタイプの主張部分を抜き出してきたものかと思われる。これは、1問で2時間程度の解答時間が用意される期末試験等の場合と異なり、入試の場合、時間的制約が大きいことに鑑みたものであろう。もっとも、その場合であっても、およそ裁判所で通りそうにもない主張をすることや、反論をまったく念頭に置かない主張の仕方は、弁護士が法律事務所でクライアントに説明しようとしているのであるから、想定されていないというべきである。

基本的な事柄

そうであるとすれば、以下のようなことが、解答に際して参考にされるものとして想定されているといえることができるであろう。

第1に、本問には、明らかに、直接参照している事案がある。大阪地判平成6年4月27日判タ861号160頁は、原告のプライバシーの利益を認めた上で、本問にいう「団体の事務所」の出入りを撮影している（録画はしていない）カメラの撤去の請求を認容している。この判決については、学部の授業等でも言及される場合があるかとは思いますが、下級審の裁判例ということもあり、絶対に知っていないといけないという前提で出題されているわけではないと思われる。

第2に、したがって、むしろ、プライバシーに関する標準的な学説や、代表的な判例についての知識を用いて、主張を組み立てていくことが、期待されているということになる。学説上は、憲法13条が保障する幸福追求権を、人格的自律に重要な権利を包括的に保障したものと捉えた上で、そこにプライバシー権が含まれるとする立場が有力である。プライバシー権を自己情報コントロール権と理解され、プライバシー固有情報と外延情報とが区分され、それぞれについて憲法的な規律が要求される。本問の場合、団体の事務所との関係ではただちに固有情報の問題になりうるし、それ以外を外延情報と解するとしても、継続的な録画による収集は、やはり憲法上の問題になりうる。

第3に、上では学説のみに触れたが、当然ながら、援用できる判例を考えることが重要である。網羅的ではないが、憲法13条について、「国民の私生活上の自由が、警察権等の国家

権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。」とした、京都府学連事件・最大判昭44年12月24日刑集23巻12号1625頁）、憲法13条は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」とした住基ネット訴訟判決・最判平20年3月6日民集62巻3号665頁などが思い浮かぶであろう。

その際、前者においては、①現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合で、②証拠保全の必要性・緊急性があり、③その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法で行われる場合には、許容される、とされたところであるが、その後、「警察官による人の容ぼう等の撮影が、現に犯罪が行われまたは行われた後間がないと認められる場合のほかは許されないという趣旨まで判示したものではない」とされている（最決平20年4月15日刑集62巻5号1398頁）ことには留意が必要である。

また、継続的監視がもたらす問題性に関しては、直接13条について判示したものではないが、GPS捜査の適法性に関する最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁も参考になる。

立ち入って考えてみると

以下は、問題文に必ずしも十分に情報が与えられていないので、踏み込んで検討してあれば加点される事情ということにすぎないと思われるが、出題に付随して、この際、解説しておくこととする。

この種の問題については、住基ネット訴訟判決が、いわゆる構造的審査の端緒を示していることや、GPSの判決が強制処分法定主義に関するものであったことから示唆されるように、権利の制約についての法律・条例上の根拠がどうなっているのか、また、撮影・録画がかりに容認されるとしても、どのような管理方法が（法律・条例によるかそうでないとしても）定められているのかが、問われることになる。

警察法2条1項及び警察官職務執行法の規定が、そのような根拠になるかは問題であるが、他方で、本問では触れられていないが、Y県についてもA市についても、個人情報保護条例が制定されていることが想定され、本問の場合であれば、Y県の条例が、警察の活動や、本人の同意を得ない個人情報の収集等について、どのような規定を置いているかが問題となろう。かりに、個人情報保護審議会等の第三者性のある機関を置き、その意見を聞いて防犯カメラの設置を認めることとしており、その際に、管理や外部提供の方法や条件に付いて定めを置かせているというような場合、憲法上の問題は、その定めの内容や形式に落とし込んで議論することもあるうるということになる。

おわりに

最近のいくつかの事案においても、その早期解決や情報収集、あるいはビビッドな情報の確保と伝達に関して、防犯カメラ（公私、また、建物等に固定されたものと自動車等の移動する物に設置されているとを問わない）が果たしている効用は甚大である。機器の発達に伴う設置費用と設置の手間の低下で、録画機能付きの防犯カメラは、すでにわれわれの日常の相当部分を隈なく覆いつくしているといってもあながち過言ではない。利便性は否定し得るべくもないが、ここに顔認証等の識別機能が付け加わってくるのであるから、プライバシーをどのように守っていくのか、知恵を出さないことには、我々が失うものもまた大きいと言わざるを得ない。

第2問

法律案についての日本国憲法第 59 条第 2 項～第 4 項、予算についての第 60 条、条約の承認についての第 61 条、内閣総理大臣の指名に関する第 67 条第 2 項について説明する必要がある。その上で、これを法律で拡張できる否かは、日本国憲法の二院制の原則が対等にあるのか、衆議院の優越にあるのかという理解に関わる。法律、予算、条約、首班指名の 4 つが極めて重要な国政上の決定を相当に包括的にカバーしていると考えるのであれば、原則は衆議院の優越で、法律による拡張が可能と論じることがありうるであろう。もし、不可能と考える場合、国会法 13 条の会期決定に関する衆議院の優越の規定は違憲と説明しなければならなくなることに注意が必要である。